

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成18年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画を定める。

平成18年4月1日 独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 荒記 俊一

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項

1 効率的な業務運営体制の確立

統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

- ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。
- イ 労働安全衛生の調査及び研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。
- ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。
- エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。
- オ 業務・システムの効率化を図り、所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化等を推進する。

(2) 内部進行管理の充実

- ア 業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム（以下「研究管理システム」という。）を構築し、適宜見直しを図る。
- イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。
- ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減

- ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。

イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。

ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。

エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までには、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費（退職手当を除く。）について、平成17年度運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（一般管理費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除く。）と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（退職手当を除く。）について、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（事業費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除く。）と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。

2 効率的な研究施設・設備の利用

ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。

イ 大学、労働安全衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項

1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。

イ 行政施策の実施に必要な調査及び研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、業務に反映させる。

ウ 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。

2 研究業務の重点的实施

労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の研究を実施すること

により、労働現場のニーズ等に対応する。

(1) プロジェクト研究

中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。

なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。

ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究

(ア) 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究

労働者のストレスや心身の健康状況が事故の発生に及ぼす影響を明らかにし、事故を予防する観点を含め、職場におけるストレス予防対策に係るマニュアルの作成を行う。

(イ) 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究

第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価方法を開発し、その有効性を検証する。

(ウ) 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究

産業現場における火災・爆発災害、中毒災害防止のために、化学物質の火災・爆発危険性及び有害性に関する総合的かつ統一的な評価体系を開発し、合理的な危険・有害物規制のあり方について提言する。

イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究

(ア) 情報化技術を援用した中小規模掘削工事の安全化

中小規模掘削工事中の土砂崩壊による災害の防止を目的として、情報化技術等を援用した土砂崩壊検知システムの開発等を行うとともに、安全施工方法を提言する。

(イ) 橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発

橋梁建設工事における架設中の災害防止に資するため、架設工事で使用される建設機材の構造要件等を明らかにし、崩壊・倒壊に関する危険性評価手法の開発を行う。

(ウ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究

災害復旧建設工事における危険性を解明し、崩壊・倒壊警報システム、防護対策、安全施工手法等の労働災害防止対策を提言する。

(エ) 液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止

静電塗装等の液体噴霧プロセスにおける静電気による爆発・火災災害防止技術を確立するため、噴霧に伴う放電現象の解明、コンピュータシミュレーションによる安全評価技術の開発を行う。

(オ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究

集塵機内部、粉体の空気輸送工程等で発生する静電気放電の早期検出手法及び爆発拡大防止技術の開発を行う。

(カ) 人間・機械協調型作業システムの基礎的安全技術に関する研究

人間と機械が共存して作業を行うシステムの機械災害防止のため、これらのシステムへの適用を目的とした本質的安全技術を開発し、安全な設備や作業のあり方を提言する。

(キ) 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究

長期間使用されている高圧力設備の破損による災害防止を目的として、設備の劣化特性を明らかにし、安全な維持管理法の要件を提言する。

ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究

(ア) 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究

作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入ばく露実験のための発生法の開発を行う。

(イ) 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究

第三次産業に導入の進むサービスロボット、重量物搬送支援機器等の機械に係る安全技術の開発、災害防止手法の開発を行う。

(ウ) 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究

災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の実行上の問題点を明らかにし、その解決策を提言する。

(エ) 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究

腰痛等を主とした筋骨格系疾患を予防するため、身体の負担を軽減するための介護機器を製作するとともに、腰痛防止マニュアルを作成する。

(オ) オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究

オフィス環境に存在する化学物質等の有害因子の健康影響を明らかにし、その解決策を提言する。

エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究

(ア) 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究

長時間労働や仕事ストレスによる蓄積疲労をチェックするため、より簡便で信頼性の高い蓄積疲労評価手法を開発するとともに、蓄積疲労の効果的な予防策を提言する。

(イ) 勤務時間制の多様化等の健康影響の評価に関する研究

不規則なシフト制勤務等勤務時間の多様化等が睡眠、眠気、神経行動機能、職業性ストレス等労働者の健康に与える影響を解明する。

(ウ) メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究

労働者のメンタルヘルスに関わる健康障害を予防する観点から、労働者の健康と労働効率の向上を目指した健康職場の構築方法を提言する。

オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究

(ア) 石綿関連疾患の発症リスクに関する研究

石綿作業への従事期間及び従事時期等の情報からばく露量を推定できるデータベースを作成し、石綿関連がん（肺がん、中皮腫）の発症リスクをシミュレーションできるシステムの開発を行う。

(イ) 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究

各種蓄積性化学物質の発がん性、生殖毒性、中枢神経系諸機能への影響等に関する調査を行うとともに、影響評価のための生物試験方法の開発を行う。

(ウ) 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究

健康障害防止に関して重要性の高い化学物質について、性差や加齢等の影響を配慮した、より有効なばく露指標及び健康影響指標の開発を行う。

(エ) 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究

作業環境中の有害因子に対する感受性の個人差に関し、差異に関わる遺伝的素因等を明らかにする。

(オ) アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究

多くの物理的及び化学的有害因子を持つアーク溶接作業に関し、そのばく露の状況及び健康影響を検討し、健康障害予防対策を提言する。

(カ) 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理

化学物質、紫外線等の物理的因子に係る有害要因の低レベルばく露について、生殖系や眼などへの影響を明らかにする。

(キ) 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス

職業病、作業関連疾患について、疾患サーベイランスシステムを構築し、その有効性を検証する。

(ク) 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究

有害物理因子にかかわる評価基準や保護具の使用基準を提言する。

(2) 基盤的研究

科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。

3 学際的な研究の実施

ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。

イ 研究評価に当たっては、学際的な研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的な研究を積極的に行う。

4 研究項目の重点化

研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所

の中期目標期間（平成13年度から平成17年度）の基盤的研究課題数の合算値）の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。

5 研究評価の実施

(1) 内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的の実施し、評価結果を研究管理に反映させる。

(2) 外部研究評価の実施

ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価（事前・事後評価及び必要な場合は中間評価）を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。

イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。

6 成果の積極的な普及・活用

(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要な応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。

(2) 学会発表等の促進

研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表（研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。

(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。

イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、調査及び研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

(4) 講演会、一般公開の開催等

ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含め

た幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。

イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

(5) 知的財産の活用促進

国立試験研究機関等技術移転事業者（TLO）を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。

7 労働災害の原因の調査等の実施

ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。

イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。

8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

(1) 労働安全衛生分野の研究の振興

ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。

イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。

ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。

エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。

(3) 研究協力の促進

ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。

イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、

大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。

ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。

9 公正で的確な業務の運営

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 運営費交付金以外の収入の確保

ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。

イ 成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

予算、収支計画及び資金計画

ア 予算については、別紙1のとおり。

イ 収支計画については、別紙2のとおり。

ウ 資金計画については、別紙3のとおり。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 290百万円

2 想定される理由

ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

1 研究用機器等を充実させるための整備

2 広報や研究成果発表等の充実

3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加

4 職場環境の快適さを向上させるための整備

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。

イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。

(2) 常勤職員の数

調査及び研究に携わらない常勤職員を6名削減する。

(参考1) 常勤職員数

期初の常勤職員数 121名

期末の常勤職員数 115名(上限)

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円

2 施設・設備に関する計画

労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。

(参考)

施設整備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI 実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1, 9 2 0	施設整備 費補助金

中期計画（平成18年度～平成22年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
収 入				
運営費交付金	3,983	8,370	0	12,354
施設整備費補助金	0	1,920	0	1,920
受託収入	0	0	90	90
その他収入	1	2	70	74
計	3,985	10,292	160	14,437
支 出				
人件費	3,285	3,345	0	6,630
一般管理費	232	1,123	70	1,426
業務経費	467	3,904	0	4,371
施設費	0	1,920	0	1,920
受託経費	0	0	90	90
計	3,985	10,292	160	14,437

（注釈）金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額5,278百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

運営費交付金の算定ルールについては、別紙1-2のとおり。

運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成18年度～平成22年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

$$\text{運営費交付金額} = \text{人件費} + \{ \text{一般管理諸費}(A) \times \text{消費者物価指数} \varepsilon \} \times \text{効率化係数} \gamma 1 + \\ \text{業務経費}(R) \times \text{効率化係数} \gamma 2 \times \text{業務政策係数} \delta \times \text{消費者物価指数} \varepsilon + \\ \text{特殊要因}(X) - \text{自己収入の額}(I)$$

人件費 = 基本給等(B) + 退職手当(S)

$$\text{基本給等}(B) = (P1 \times \text{昇給原資率} \alpha \times \text{給与改定率} \beta + P2 \times \text{給与改定率} \beta + P3) \times \text{効率化係数} \gamma 1 \\ + (P4 \times \text{昇給原資率} \alpha \times \text{給与改定率} \beta + P5 \times \text{給与改定率} \beta + P6) \times \text{効率化係数} \gamma 2$$

P1 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの（P4を除く）

P2 : 前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの（P5を除く）

P3 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの（P6を除く）

P4 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの（研究職にかかるもの）

P5 : 前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの（研究職にかかるもの）

P6 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの（研究職にかかるもの）

α : 運営状況等を勘案した昇給原資率

β : 運営状況等を勘案した給与改定率

S : 当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した退職手当分の退職手当額

A : 前年度の管理部門に係る物件費

R : 前年度の業務に係る経費（人件費、一般管理諸費以外の経費）

X : 特殊要因

I : 運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積額

$\gamma 1$: 業務（管理部門）の効率化等における効率化係数

$\gamma 2$: 業務（業務部門）の効率化等における効率化係数

δ : 業務政策係数

ε : 消費者物価指数

[注記]

1. α 、 β 、 $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ 、 δ 及び ε については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。
2. 中期計画全般にわたる予算の見積もりに際しては、
 - ① α 、 β 、 δ 及び ε については、伸び率を0と仮定した。
 - ② $\gamma 1$ （一般管理費の効率化係数）については、節減額15%分を▲3.2%と仮定した。
 - ③ $\gamma 2$ （業務経費の効率化係数）については、節減額5%分を▲1.02%と仮定した。
3. P1~P6、A及びRについては、当年度に見込まれる統合による合理化額を除くものとする。

収支計画（平成18年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
費用の部				
経常費用	4,000	8,115	160	12,275
人件費	3,285	3,345	0	6,630
一般管理諸費	232	1,123	70	1,426
業務経費	442	2,066	0	2,508
受託経費	0	0	90	90
減価償却費	40	1,581	0	1,621
その他の費用	0	0	0	0
収益の部	4,000	8,115	160	12,275
運営費交付金収益	3,958	6,532	0	10,490
受託収入	0	0	90	90
その他収入	1	2	70	74
資産見返運営費交付金戻入	40	1,579	0	1,618
資産見返物品受贈額戻入	1	2	0	3
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

（注釈）金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

当法人における退職手当については、役員退職金規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものを想定している。

資金計画(平成18年度～平成22年度)

(単位：百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
資金支出	3,985	10,292	160	14,437
業務活動による支出	3,959	6,534	160	10,654
投資活動による支出	25	3,758	0	3,783
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	3,985	10,292	160	14,437
業務活動による収入	3,985	8,373	160	12,517
運営費交付金による収入	3,983	8,370	0	12,354
受託収入	0	0	90	90
その他の収入	1	2	70	74
投資活動による収入	0	1,920	0	1,920
施設整備費補助金による収入	0	1,920	0	1,920
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

(注釈) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。